

第5 下水道施設技術基準

細目次

1	下水道施設設置の協議等	171
2	下水道施設の譲渡等	171
3	下水道施設担当課の手続	172
4	下水道施設設計に関する基準	173
	(1)管きよ	173
	(2)取付管	175
	(3)人孔	175
	(4)汚水ます	178
	(5)管きよと人孔との接続部の耐震化	178
5	雨水流出抑制	179
	(1)雨水流出抑制施設	179
	(2)雨水流出係数の算出	179
	(3)雨水流出抑制施設容量計算式	179
6	下水道施設標準図	181
	(1)1号マンホール標準構造図	181
	(2)副管取付構造図(硬質塩化ビニル管)	182
	(3)内径50cm L型汚水桝標準構造図(合流式区域)	183
	(4)内径50cm L型汚水桝標準構造図(分流式区域)	184
	(5)内径50cm丸型汚水桝標準構造図	185
	(6)内径70cm丸型汚水桝標準構造図	186
	(7)埋戻標準図	187
	(8)鉄蓋参考図	188
	(9)開発事業に伴う下水道施設移管図の作成要領	190
	(10)地盤高、管底高、土被り、人孔の関係	191
	(11)汚水、雨水桝の位置	192
	(12)開発事業に伴う下水道施設移管図	193
7	排水設備	195
	(1)排水経路の決定	195
	(2)管種及び管径	195
	(3)宅内ます	196
	(4)その他排水設備	197

第5 下水道施設技術基準

1 下水道施設設置の協議等

- (1) 下水道施設の設置については、開発行為及び道路位置指定の場合と建築事業の場合で提出する図面等が異なるので、下水道施設指導担当課と十分に協議をすること。
- (2) 下水道施設設置のための道路占用許可申請は、下水道施設指導担当課が行うので、手続の進捗状況により、自費工事申請書を提出すること。
- (3) 建築事業等で排水設備の設置等をする場合は、協議確認の通知後に「排水設備新設等計画届出書」を下水道施設指導担当課へ提出すること。
- (4) 特定施設を設置する場合は、協議確認の通知後に「特定施設設置届出書」を下水道施設指導担当課へ提出すること。

※ 要綱 第25条（排水施設）（26ページ参照）

第26条（雨水流出抑制施設）（26ページ参照）

下水道法

下水道法施行令

下水道法施行規則

立川市下水道条例

立川市下水道条例施行規則

2 下水道施設の譲渡等

- (1) 下水道施設（本管、人孔、取付管、公共ます）は、市に無償で譲渡することができる。市に譲渡をしない下水道施設は、事業者が管理すること。ただし、公共下水道管から管理区分までの施設は、無償で市に譲渡しなければならない。
- (2) 事業者が管理する敷地内に市に譲渡される下水道施設があるときは、土地を無償で使用し、必要に応じて、掘削等管理に必要な行為を行うことを承諾すること。なお、この内容は、土地の所有権を他に移転するときも継承すること。
- (3) 下水道施設を市に譲渡するときは、下水道施設指導担当課と協議し、完了届の提出時に開発事業に伴う下水道施設移管図と移管施設の施工状況写真を提出すること。

※ 要綱 第25条（排水施設）（26ページ参照）

第26条（雨水流出抑制施設）（26ページ参照）

細則 第27条（排水施設）（49ページ参照）

第28条（雨水流出抑制施設）（49ページ参照）

提出図書等について（228ページ参照）

3 下水道施設担当課の手続

要綱の事務手続	事業者手続	指導担当課
開発事業に係る 指導担当課協議 事項一覧表	事前相談、協議	事前相談、協議
開発事業計画 審査依頼書	提出	審査
開発事業計画 審査結果通知書	受領	協議
開発事業計画 協議書	提出	確認
	「排水設備新設等計画届出書」の提出（建築事業等で排水設備の設置等をする場合。阻集器を使用する場合は仕様書等を添付。ディスプレイを使用する場合は維持管理に関する計画書等を添付。） 特定施設設置届出書の提出（該当する場合。） 自費工事申請書の提出 「道路占用許可書の写し」の受領	確認、受理 確認、受理 道路占用許可申請 「道路占用許可書の写し」の交付
工事着手届	提出 下水道施設工事着手	確認
路盤・下水道施設 検査依頼書	提出 「排水設備完了届出書」の提出（建築事業） 下水道施設検査（建築事業の場合は、省略することもある。）	確認 確認、受理 検査
完了届兼 完了検査依頼書	提出 完了検査 指導担当課へ必要図書（移管図と施工状況写真）の提出	確認 検査 確認、受理

4 下水道施設設計に関する基準

(1) 管きよ

ア 管種

本管は、硬質塩化ビニル管とし、VU管を標準とする。

イ 管きよの接合

管きよの接合は、原則として、管頂接合以上とする。

ただし、同一管径にあつては2cm以上のステップを設けること。

ウ 管きよの計画

管きよの計画にあつては、管きよ流量表を作成すること。

管きよ流量表における排水面積については、当該開発区域に限らず隣接する区域において開発事業が見込まれる場合や既存住宅からの流入を見込む場合は、それらの面積も含めて計画すること。管きよ流量表および雨水流出抑制施設容量計算書の作成に用いる各処理区の雨水流出係数及び最大汚水量は以下のとおりとする。

処理区	処理分区 (排水区)	地区	流出 係数	最大汚水量 (m ³ /s/ha)	処理区	処理分区 (排水区)	地区	流出 係数	最大汚水量 (m ³ /s/ha)	
北多摩 1号	立川第1	-	0.55	0.0008		立川第1	-	-	0.000517	
	立川第2	-	0.55	0.00058		立川第2	-	-	0.000648	
北多摩 2号	国分寺 第12	-	0.6	0.000714	多摩川 上流 (污水)	立川第3	-	-	0.000349	
	国分寺 第13	-	0.6	0.000647		昭島東部 第1	-	-	0.000749	
	国分寺 第14	-	0.6	0.000513		武蔵村山 第5	-	-	0.000074	
	国立南部 第8	-	0.6	0.000568	多摩川 上流 (雨水) ※2	西砂川 第1	-	0.5 ※2	-	
	立川中部 砂川	-	0.6	0.000712		西砂川 第2	-	0.5 ※2	-	
	立川東部 砂川	-	0.6	0.000738		上水第1	-	0.65 ※2	-	
	錦	高松		0.55		0.0012037	上水第2	-	0.5 ※2	-
		曙		0.65 (0.7,0.4))※1		0.0013993	空堀川	-	0.5 ※2	-
		羽衣		0.55		0.0010156				
		富士見		0.55		0.0010457				
柴崎			0.55	0.0010683						

	錦高段	0.6	0.0013316	※1 錦処理分区曙地区に一部流出係数が0.7、0.4の区域があります。 ※2 多摩川上流処理区（雨水）については未供用であるため、雨水流出抑制施設容量計算では原則全浸透（流出係数は0.0）とします。
	錦中段	0.55	0.0010532	
	南部砂川	0.5	0.0009404	
	根川低段	0.5	0.0009253	
	国立市流入区域	0.6	0.0012037	

管きよ流量表における最大雨水流出量は以下のとおり算出すること。

- 1 流入時間 (t1)
- 2 流下時間 (t2) = 路線延長 (m) / 管内流速 (m/sec)
- 3 流達時間 (t) = 流入時間 (t1) + 流下時間 (t2)
- 4 流達時間 (t) 内の降雨強度 (I)

$$\text{降雨強度 (I)} = \frac{5,000}{40+t} \quad (50\text{mm/hr})$$

- 5 最大雨水流出量 (Q)

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

C : 流出係数
A : 排水面積 (ha)

エ 管きよの最小管径

管きよの最小管径は次のとおりとする。

- (ア) 污水管きよの最小管径は、内径 200mm とすること。

この場合の標準勾配は 5.5% とする。ただし、流速 0.6m/s ~ 3.0m/s で、かつ下流流速を超えない範囲とすることができる。

- (イ) 雨水管きよ、合流管きよの最小管径は、内径 250mm とすること。

この場合の標準勾配は 5.0% とする。ただし、流速 0.8m/s ~ 3.0m/s で、かつ下流流速を超えない範囲とすることができる。

オ 管きよの会合点

管きよの会合点には、原則として、人孔を設置する。

なお、やむを得ない理由が認められる場合に限り、下水道施設管理者との協議により、管きよによる接合とすることができる。

協議にあたっては、接合方法の詳細を提示すること。

カ 管きよの土被り

(ア) 最小土被り

a 原則として、最小土被りは 1.2m 以上とすること。

(イ) 管きよの埋設位置

a 合流管きよは、原則として、道路の中心線とすること。

b 分流管きよの雨水管きよは、原則として、道路の中心線の東側又は南側とすること。

c 分流管きよの污水管きよは、原則として、道路の中心線の西側又は北側とすること。

d 分流管きよの污水管きよと、雨水管きよの離隔は 0.3m 以上とすること。

(2) 取付管

ア 管種

取付管は、硬質塩化ビニル管とし、VU 管を標準とする。

イ 管径

原則として、污水ます及び雨水ますの取付管管径は、内径 150mm とする。

なお、曲り管は、原則 45° 以下とする。

(3) 人孔

ア 人孔の設置位置

人孔の設置位置は、次のとおりとする。

(ア) 管きよの方向、勾配、管径の変化する箇所に設置すること。

(イ) 管きよの始점에設置すること。

(ウ) 段差の生ずる箇所に設置すること。

(エ) 将来、管きよの流入が見込まれる箇所に設置すること。

(オ) 原則として、管きよの会合点に設置すること。

(カ) 管径 600mm 以下の管きよの直線部においては、最大間隔 75m を超えない範囲で設置すること。

イ 人孔の種類

(ア) 標準人孔（組立式）

組立式人孔は、流入計画のある路線及び4方向から流入する箇所には、原則として、設置しないこと。

呼び方	形状寸法	用途
1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び内径 500mm 以下の管の中間点並びに内径 400mm までの管の会合点
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径 800mm 以下の管の中間点及び内径 500mm 以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,100mm 以下の管の中間点及び内径 700mm 以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点及び内径 800mm 以下の管の会合点

(イ) 他の埋設物の制約等から標準人孔が設置できない場合は、協議により特殊人孔等を使用することができる。

ウ 人孔蓋

(ア) 人孔蓋は、「立川市下水道用マンホール鉄蓋仕様書」および下記の設置基準に従うものとする。

a 荷重区分

区分	基準
① T-25	車道幅員 5.5m 以上及び大型車が出入りする歩道切下げ部 ※5.5m 未満であっても一方通行道路等で大型車両の通行が多くあり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路は、T-25 とする。
② T-14	車道幅員 5.5m 未満及び歩道

b 性能区分

蓋の性能	荷重	基準
スリップ防止型	T-25	a 荷重区分①
	T-14	a 荷重区分②の車道
立川市型 (くるりん)	T-14	a 荷重区分②の歩道

※立川市型は3種類あるため、点在性を考慮し1年おきに設置する種類を変えるものとする。

c 転落・落下防止機能

種類	基準
ロック付転落防止梯子	人孔深 2m以上の箇所

※ロック付転落防止梯子：「浮上防止機能」「昇降補助機能」を有する

d 上記に定めのない事項または疑義がある場合や、特殊環境下に設置する場合で上記方法により難しい場合は管理者と協議の上決定するものとする。

(イ) 蝶番の位置は、足掛金物と同じ位置とする。

エ インバート

インバートは、次のとおりとする。

(ア) 幅は、下流の管径に合わせること。

(イ) 勾配は、上・下流管をすりつけること。ただし、上・下流管の管底落差が 5cm 以上のときは、下流管の勾配に合わせること。

(ウ) 上・下流管の管底落差が大きいときは、インバートの洗掘防止処置をすること。

(エ) 高さは、本管内径が 200mm～1,000mm の場合は、管径の 1/2 とし、本管内径が 1,000mm を超える場合は、50cm とすること。

(オ) 横勾配は、10%程度とすること。

オ ステップ

開削工法で同管径の場合は 2cm を標準とする。

カ 足掛金物

足掛金物は、次のとおりとする。

(ア) 材質は、丸鋼 SUS304 で、ポリプロピレン防錆被覆がされたものを使用すること。

(イ) 設置間隔は、300mm を標準とすること。

(ウ) 流入管と本管の落差が 1.3m を超える場合で、維持管理上必要と認められるときは、足掛金物を設置すること。

キ 副管

副管は、次のとおりとする。

(ア) 上・下流管の管底の落差が、60cm 以上あるときに設置すること。

(イ) 原則として、外副管とすること。

(ウ) 材質は、硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管とすること。

(エ) 雨水管きよでは、原則として不要とするが、必要に応じて洗掘防止の対策を行うこと。

(4) 汚水ます

汚水枳は、原則として道路上に設置するものとする。ただし、道路管理者が道路上の設置を認めない場合および構造により道路上に設置できない場合は、民地内に設置するものとする。

(ア) L型 (内径 50cm)	深さ：1.2m まで
(イ) 丸型 (内径 50cm)	深さ：1.4m まで
(ウ) 丸型 (内径 70cm 足掛金物付)	深さ：1.4m を超え 2.1m まで
(エ) 0号人孔 (内径 75cm 足掛金物、転落防止梯子付)	深さ：2.1m を超えるもの

L型汚水ますの蓋は、合流区域においてはコンクリート蓋（市章入り）を用い、分流区域（多摩川上流処理区）においては楕円鑄鉄蓋付縁塊（市章入り）を用いること。

(5) 管きょと人孔との接続部の耐震化

立川市下水道総合地震対策計画に定める重要な幹線等のうち、本市の指定する耐震化対策路線（短期対策箇所）に人孔を設置する場合には、管きょと人孔の接続部に可とう性継ぎ手を設置する等、耐震性能を有する構造とすること。

耐震性能については「下水道施設の耐震対策指針と解説」によること。

5 雨水流出抑制

(1) 雨水流出抑制施設

ア 土地利用計画に基づく雨水流出係数(C2)が、処理分区(排水区)別計画流出係数(C1)を超える場合は、雨水流出抑制施設を設けること。

また、この施設の機能を十分に発揮させるため維持管理を実施すること。

開発事業完了後に所有権等に移転するときは継承すること。

イ 多摩川上流処理区は、未供用のため雨水の全量を事業区域内で処理すること。

ただし、雨水管整備完了区域については、別途協議とする。

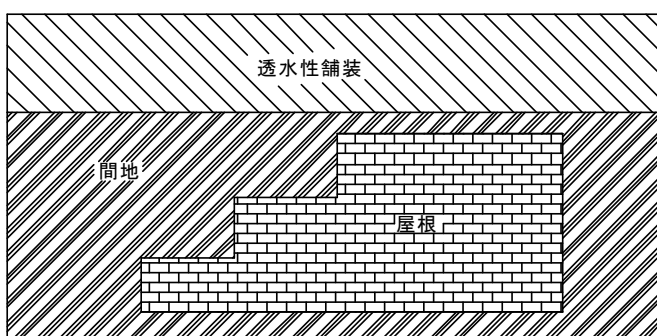
(2) 雨水流出係数の算出

土地利用計画に基づく雨水流出係数(C2)については、以下の工種別流出係数により算出すること。

ア 工種別流出係数

屋根及び道路	0.90
透水性舗装	0.80
間地(植栽、土、砂利)	0.50

土地利用図



屋根及び道路	A I = 0.4ha	C I = 0.9
透水性舗装	A II = 0.2ha	C II = 0.8
間地	A III = 0.6ha	C III = 0.5

$$\begin{aligned}
 C2 &= \frac{A I \times C I + A II \times C II + A III \times C III}{A I + A II + A III} \\
 &= \frac{0.4 \times 0.9 + 0.2 \times 0.8 + 0.6 \times 0.5}{0.4 + 0.2 + 0.6} \\
 &= 0.68
 \end{aligned}$$

処理分区(排水区)別計画流出係数(C1)については4(1)ウによること。

(3) 雨水流出抑制施設容量計算式

雨水流出抑制施設の容量を求める計算式は以下のとおりとする。

なお、以下の計算式は建築事業および道路位置指定において使用することとし、開発行為においては「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準(東京都都市整備局)によることとする。

雨水流出抑制施設容量計算書

A = 開発面積 = ha

S = 流出抑制施設底面積 = m²

K = レキ層浸透速度 = 0.3 mm/sec

a = 雨水強度公式定数 = 40

b = 雨水強度公式定数 = 5,000

c1 = 処理分区(排水区)別雨水流出係数 =

c2 = 宅地利用計画流出係数

◇ 屋根及び道路等	<input type="text"/>	ha	×	0.90	=	<input type="text"/>
◇ 透水性舗装	<input type="text"/>	ha	×	0.80	=	<input type="text"/>
◇ 間地(植栽、土、砂利)	<input type="text"/>	ha	×	0.50	=	<input type="text"/>
◇ 水面(池等)	<input type="text"/>	ha	×	1.00	=	<input type="text"/>
				Σ	=	<input type="text"/> ①

計画流出係数 = ^① ÷ $\frac{A}{\text{}}$ =

(1) 排水可能量

$q = K \times S / 1,000 = 0.3 \times \text{} \div 1,000 = \text{}$

(2) 貯水容量が最大となる時間

① c1 = の場合

$t_{o1} = \sqrt{(a \times b \times c1 \times A)} / \sqrt{(360 \times q)} - 40 = \text{}$

② c2 = の場合

$t_{o2} = \sqrt{(a \times b \times c2 \times A)} / \sqrt{(360 \times q)} - 40 = \text{}$

(3) 流出係数による貯水容量

① Ro1 (排水処理区計画流出係数による貯水容量)

$Ro1 = \{(b \times c1 \times A \times t_{o1}) / (t_{o1} + 40)\} / 6 - 60 \times q \times t_{o1} = \text{}$

② Ro2 (開発等の宅地利用計画流出係数による貯水容量)

$Ro2 = \{(b \times c2 \times A \times t_{o2}) / (t_{o2} + 40)\} / 6 - 60 \times q \times t_{o2} = \text{}$

③ Ro (必要貯水容量)

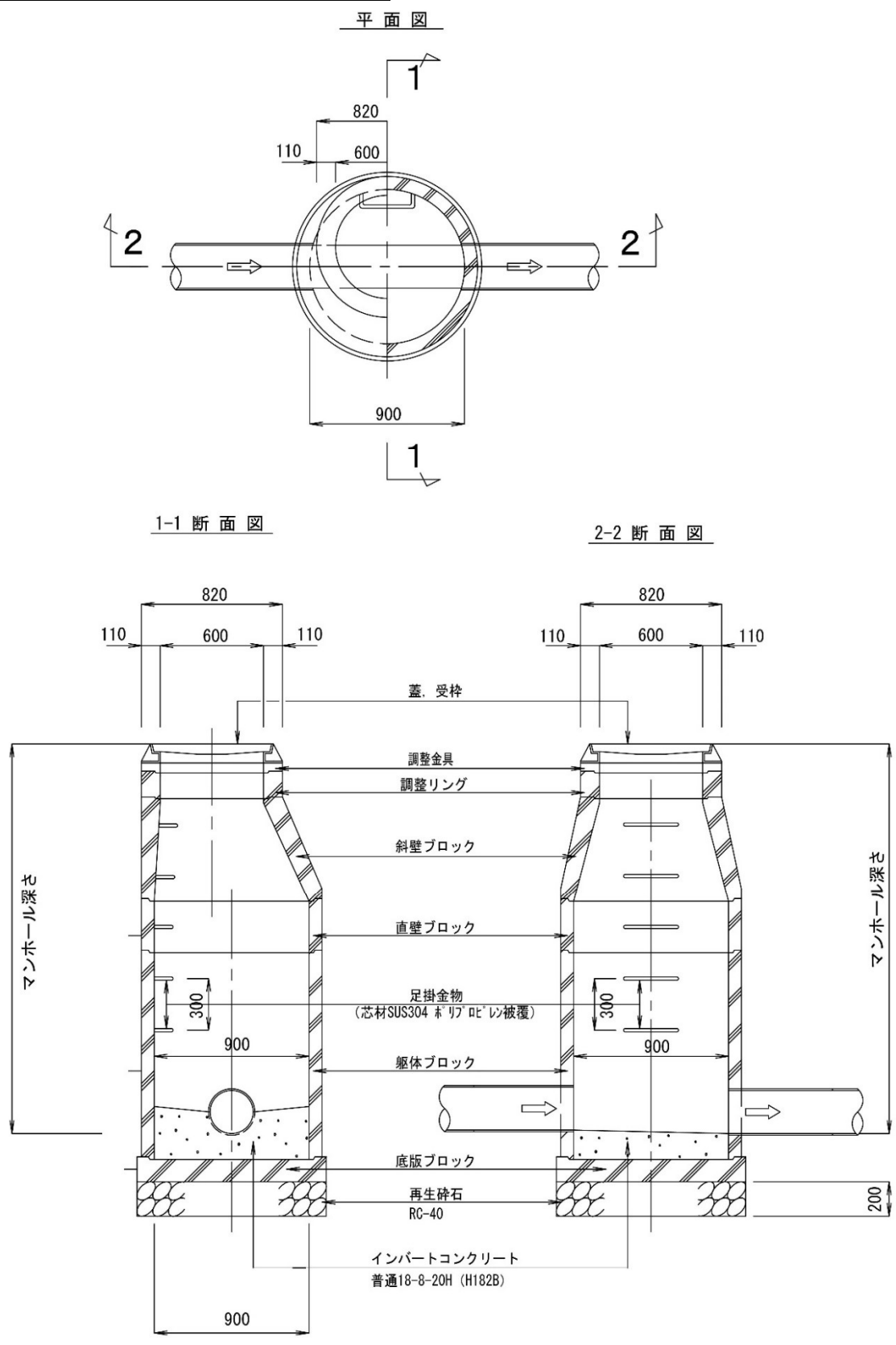
$Ro = Ro2 - Ro1 = \text{} - \text{} = \text{}$

④ 流出抑制施設有効深さ

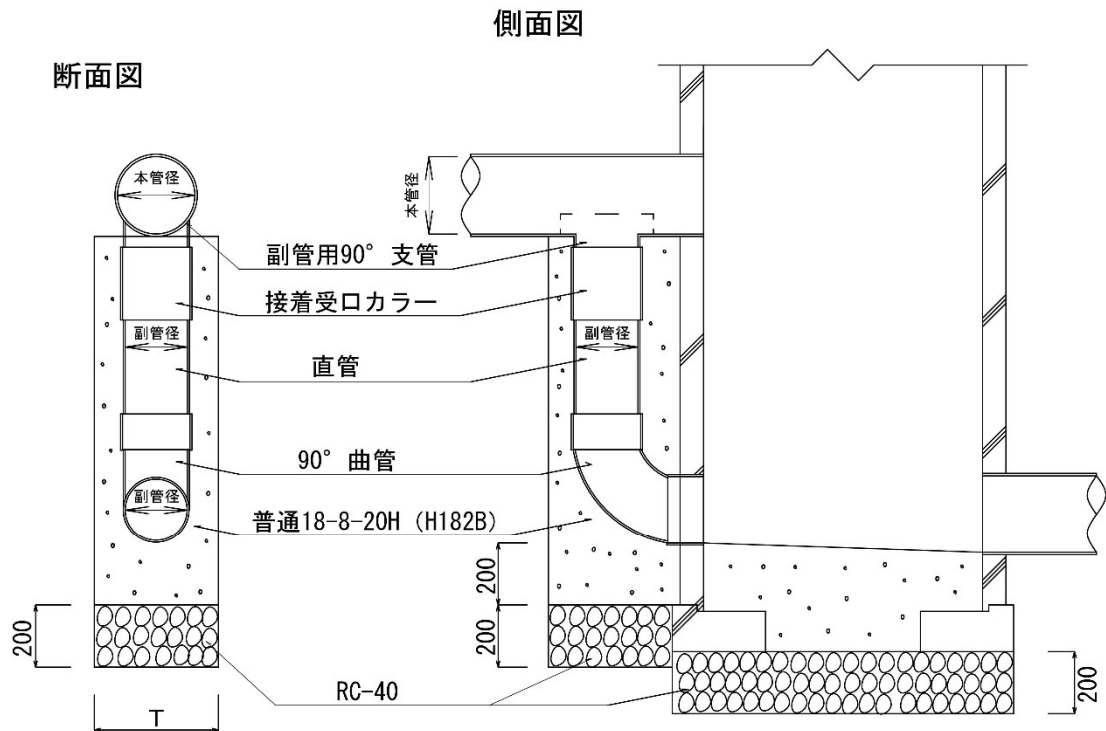
$H = Ro / S = \text{} \div \text{} = \text{} \text{ m}$

6 下水道施設標準図

(1) 1号マンホール標準構造図



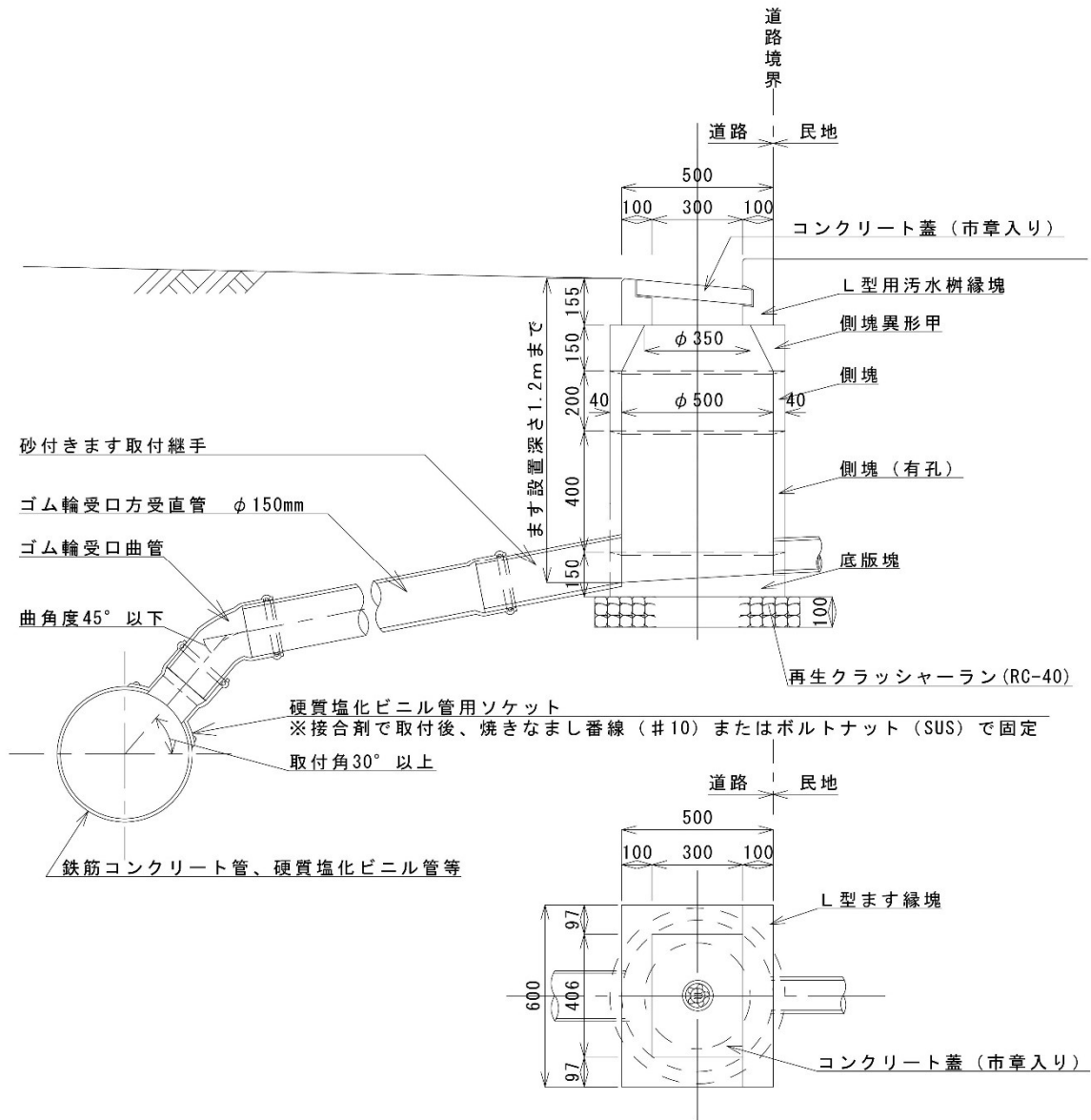
(2) 副管取付構造図 (硬質塩化ビニル管)



本管径	φ 200	φ 250~400	φ 450~500	φ 600
副管径	φ 150	φ 200	φ 250	φ 300
T	300	400	500	600

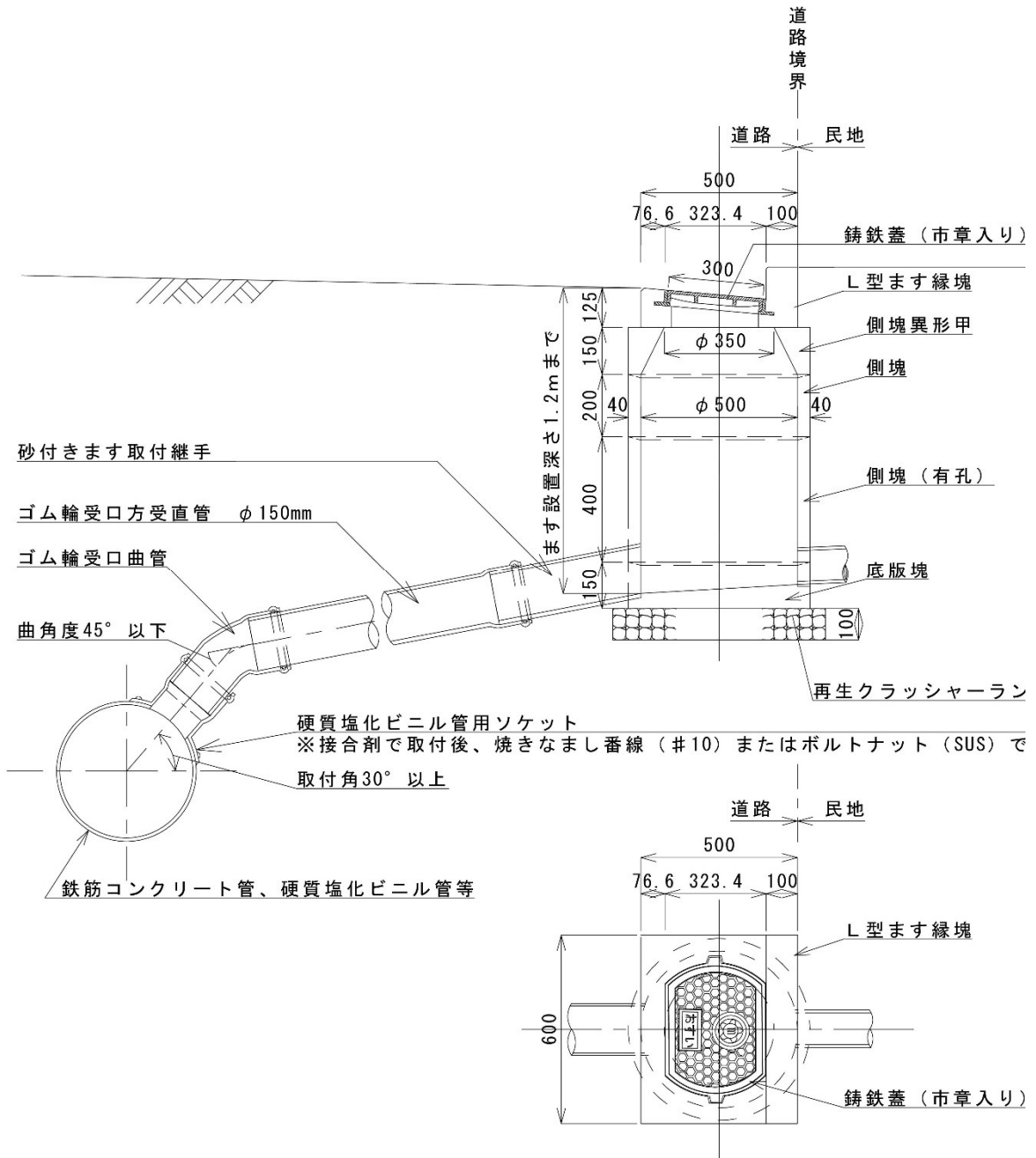
(注) Tは標準値とする。

(3) 内径 50 c mL 型汚水枡標準構造図 (合流式区域)



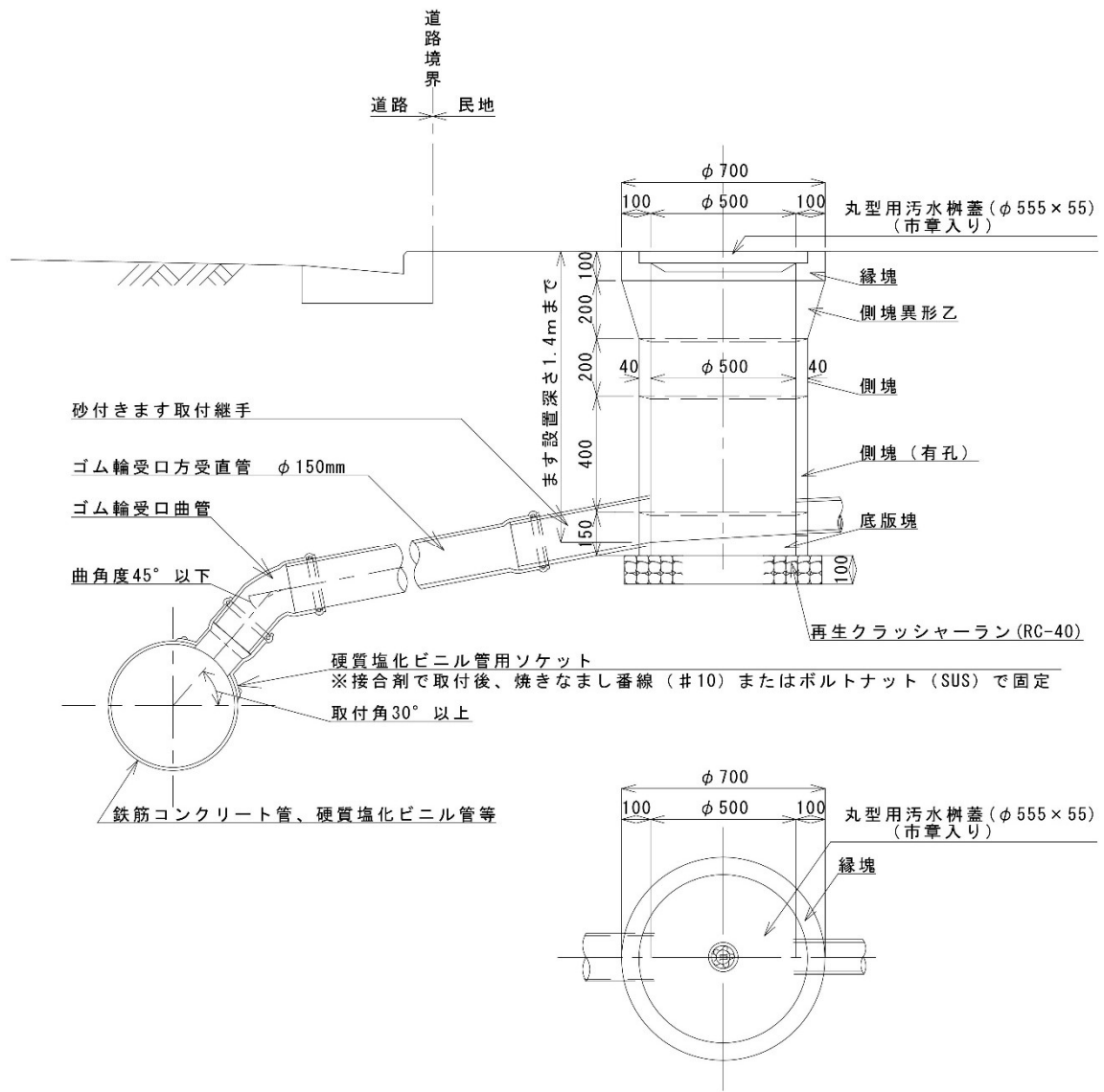
※L型用汚水枡縁塊の高さは隣接する街渠等の高さに合わせること。

(4) 内径 50 c mL 型汚水柵標準構造図 (分流式区域)



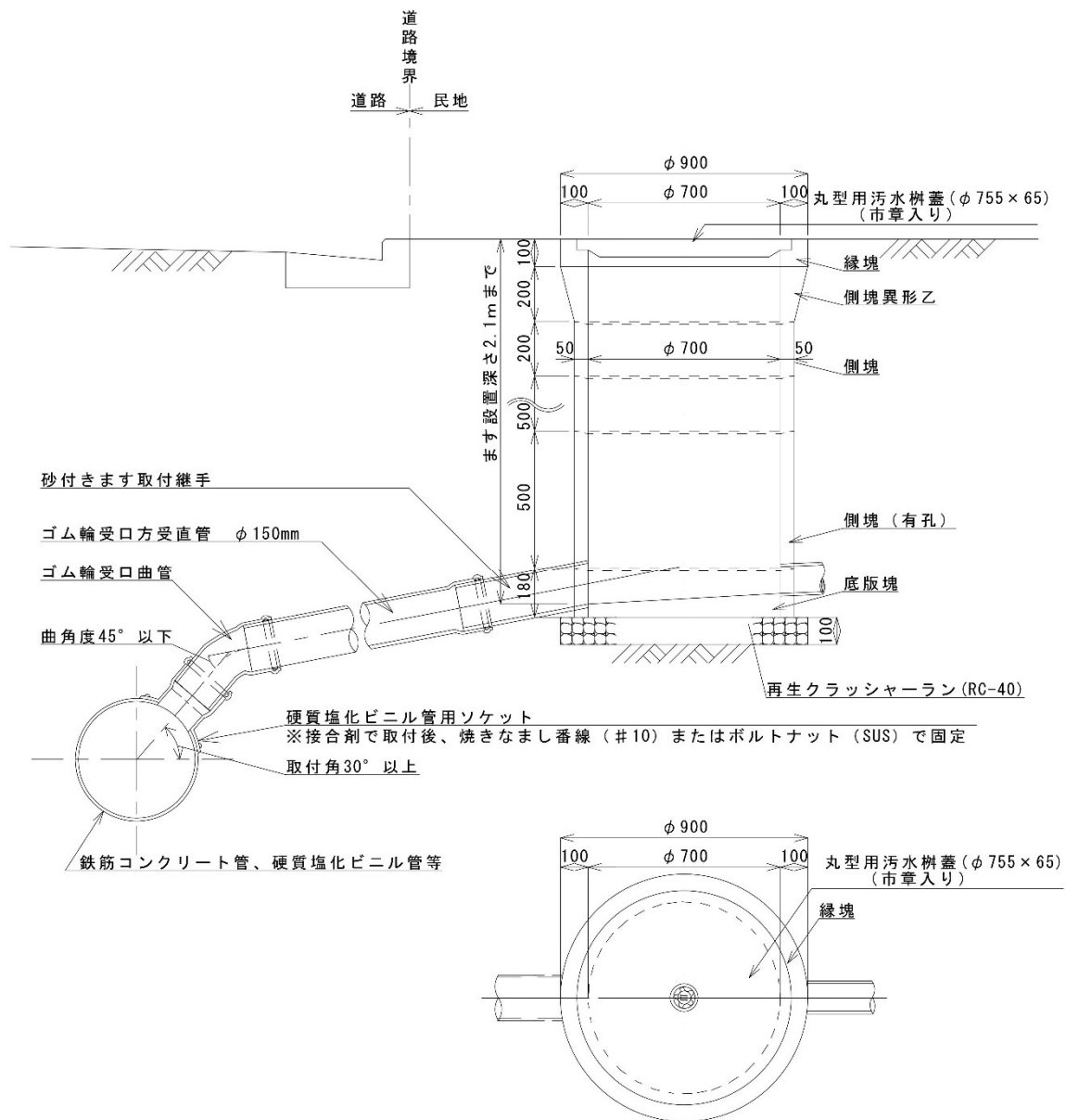
※L型用汚水柵縁塊の高さは隣接する街渠等の高さに合わせること。

(5) 内径 50cm 丸型汚水柵標準構造図



※柵は、道路境界至近に設置するとともに、蓋の開閉に支障をきたさない位置とすること。

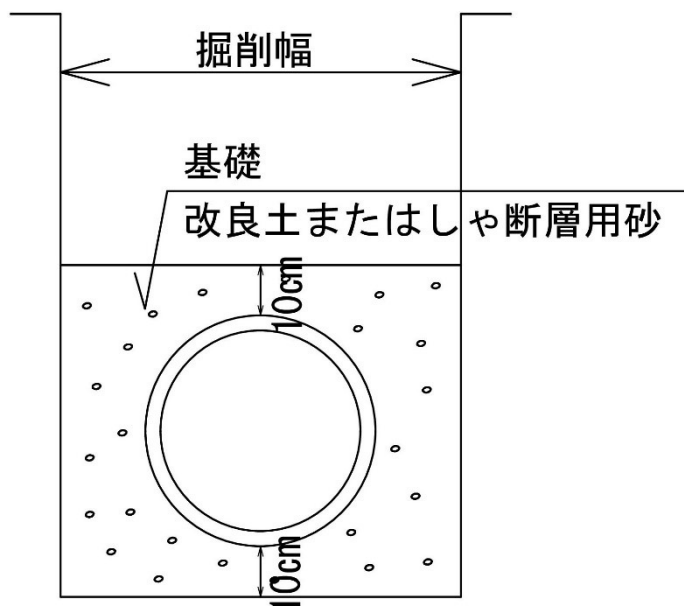
(6) 内径 70cm 丸型污水枡標準構造図



※枡は、道路境界至近に設置するとともに、蓋の開閉に支障をきたさない位置とすること。

(7) 埋戻標準図

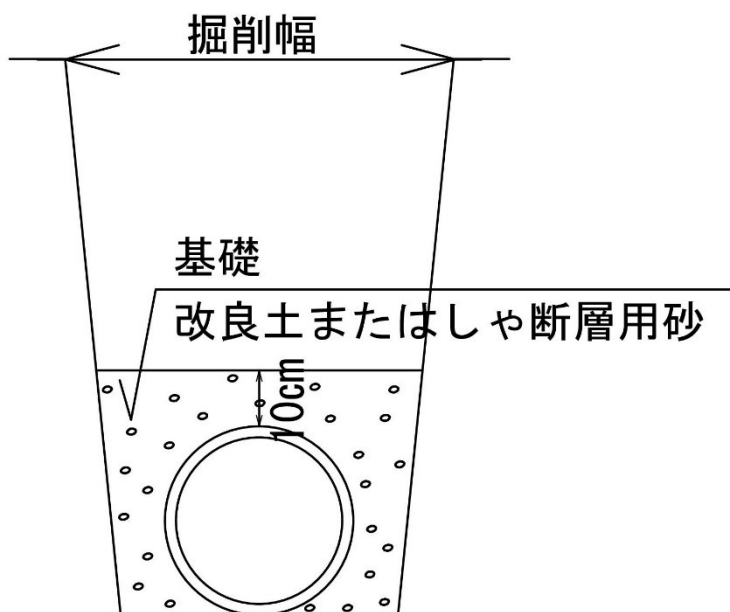
ア 本管（硬質塩化ビニル管）



(ア) 基礎は、改良土またはしゃ断層用砂を使用すること。

(イ) 埋戻しは、埋戻用砂または良質土・改良土を標準とするが、道路管理者の指示に従うこと。

イ 取付管（硬質塩化ビニル管）



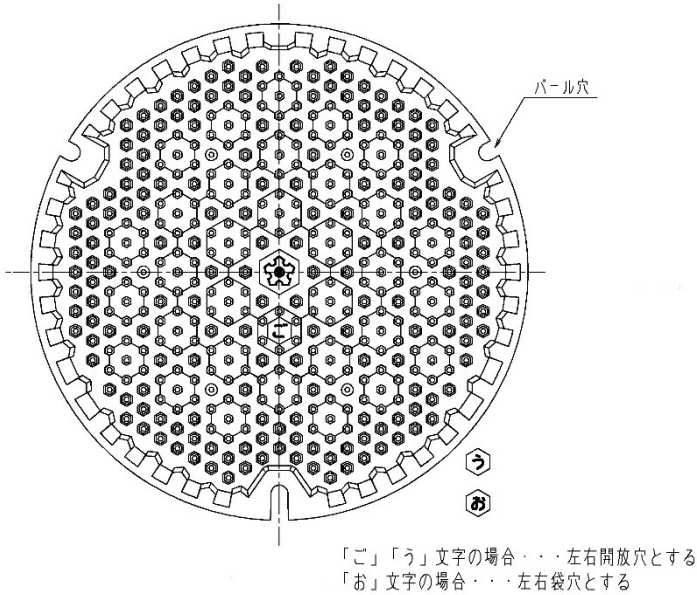
(ア) 基礎は、改良土またはしゃ断層用砂を使用すること。

(イ) 埋戻しは、埋戻用砂または良質土・改良土を標準とするが、道路管理者の指示に従うこと。

(8) 鉄蓋参考図

ア 鉄蓋

(ア) スリップ防止型 (デザインは一例であり、製品により異なります)



使用する鉄蓋の種類に○をつけること ご (合流) う (雨水) お (おすい)

(イ) 立川市型 (くるりん)

デザインは以下の3種を原則とし、年度ごとに変更するほか、現場状況によりスリップ防止型を使用する場合もあるため、事前に確認すること。

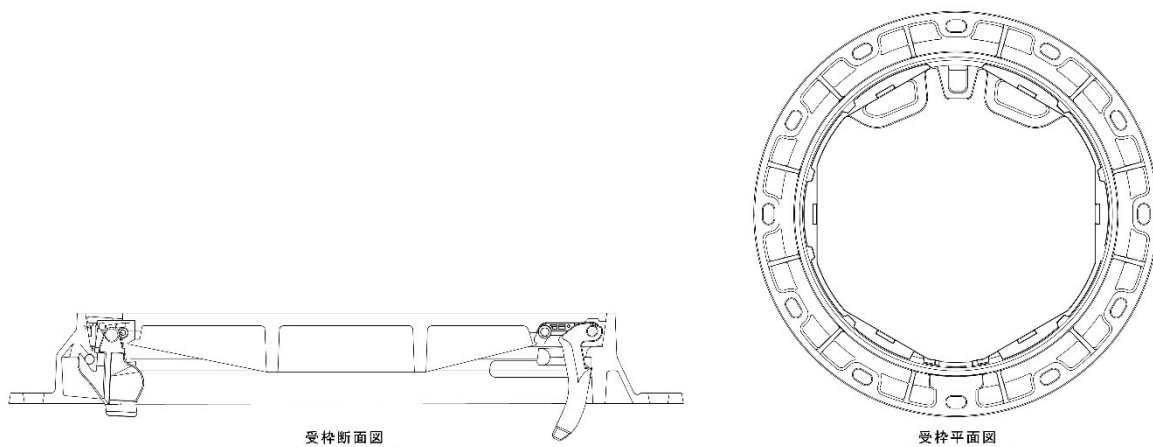


使用する鉄蓋の種類に○をつけること 合流 雨水 おすい

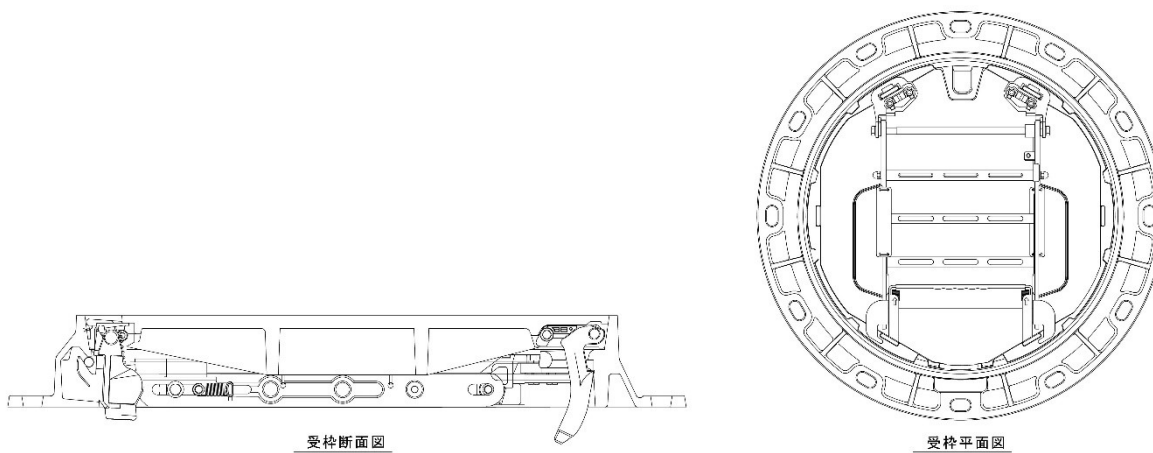
おすい・・・左右袋穴
合流・雨水・・・左右開放穴とする

イ 受枠

(ア) 転落防止梯子無し



(イ) 転落防止梯子付（人孔深2 m以上の箇所）



なお、上記構造図は一例であり、製品により異なります。

(9) 開発事業に伴う下水道施設移管図の作成要領

ア 凡例

記号	名称
====	幹線
——	枝線
①	組立1号マンホール (内径90cm)
②	組立2号マンホール (内径120cm)
③	組立3号マンホール (内径150cm)
④	組立4号マンホール (内径180cm)
●	標準1号マンホール (内径90cm)
○	標準2号マンホール (内径120cm)
◎	標準3号マンホール (内径150cm)
⊙	標準4号マンホール (内径180cm)
□T1	特1号マンホール (内法90×60cm)

イ 下水道施設移管図の記載数値

移管図の記載数値の単位及び端数処理は下表のとおりとする。

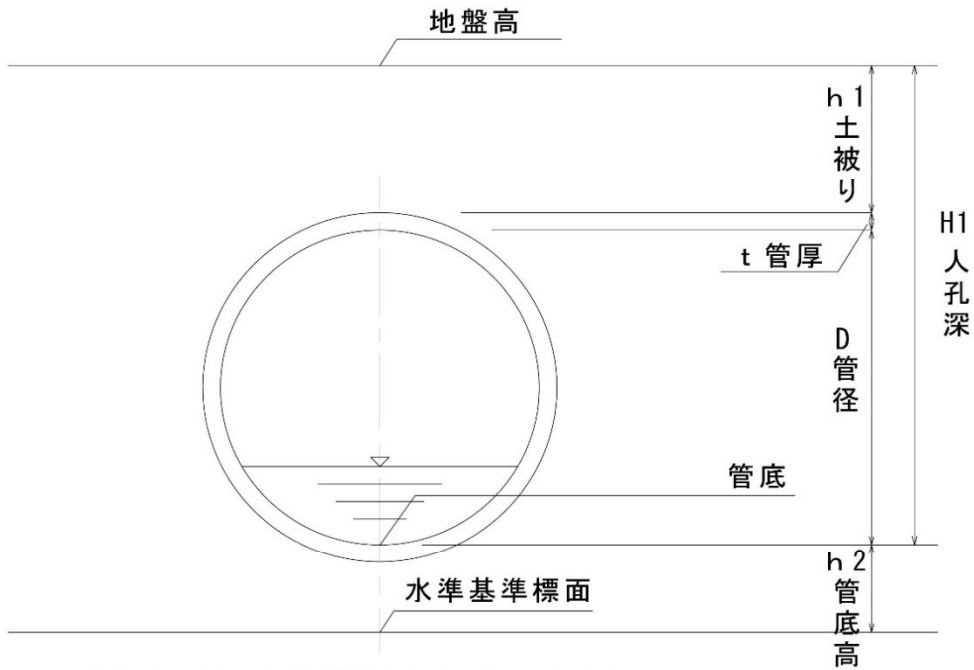
種別	単位	少数位
延長、巾員、深等	m	2
構造図寸法	mm	0
管きよ勾配	%	1
蓋標高	m	3
地盤高	m	2
管底高	m	3

種別	単位	少数位
計画管底高	m	3
土被	m	2
管きよ形状	mm	0
人孔、柵、L形側溝の形状	cm	0

※ 上記記載数値の直近下位の端数は、四捨五入し、記載すること。

路線の延長については、少数2位まで記入し、小数2位は、0か5に丸めること。

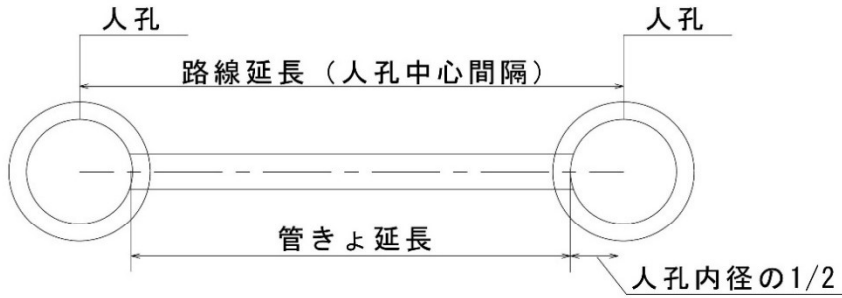
(10) 地盤高、管底高、土被り、人孔の関係



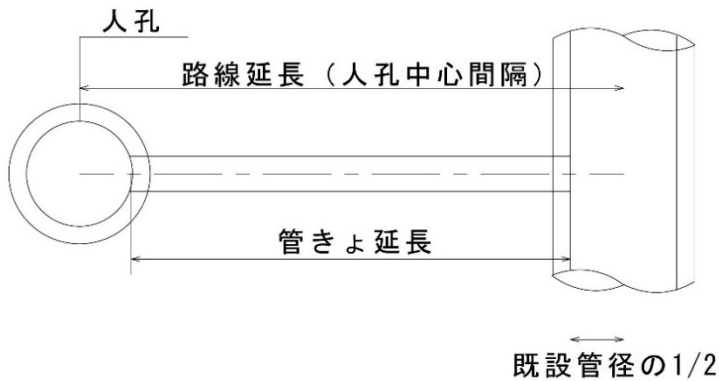
地盤高：H（水準基準標面からの高さ）
 人孔深：H1（地盤高と下流管底高との差）
 管底高：h2（水準基準標面から管底までの高さ）
 土被り： $h1 = H - (h2 + D + t)$

路線延長

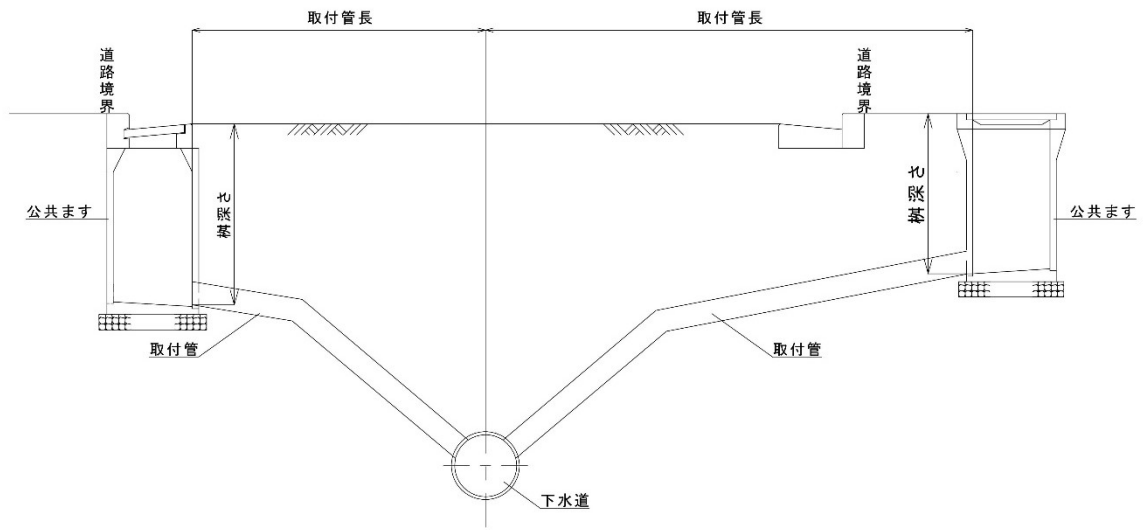
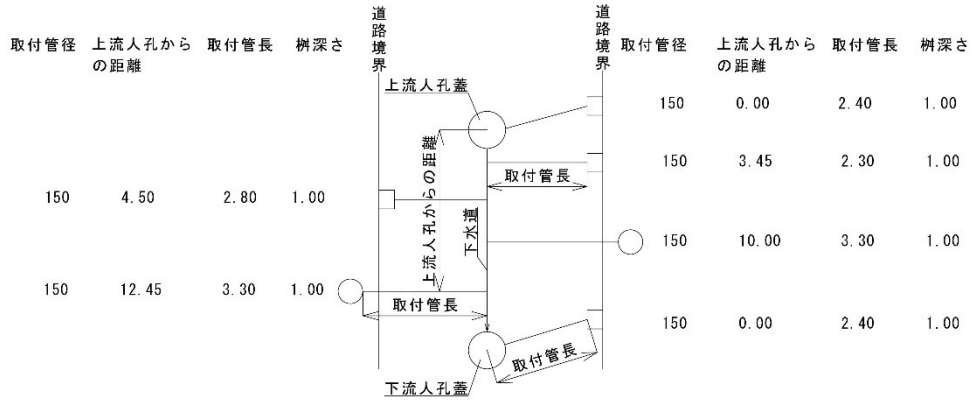
(1) 標準



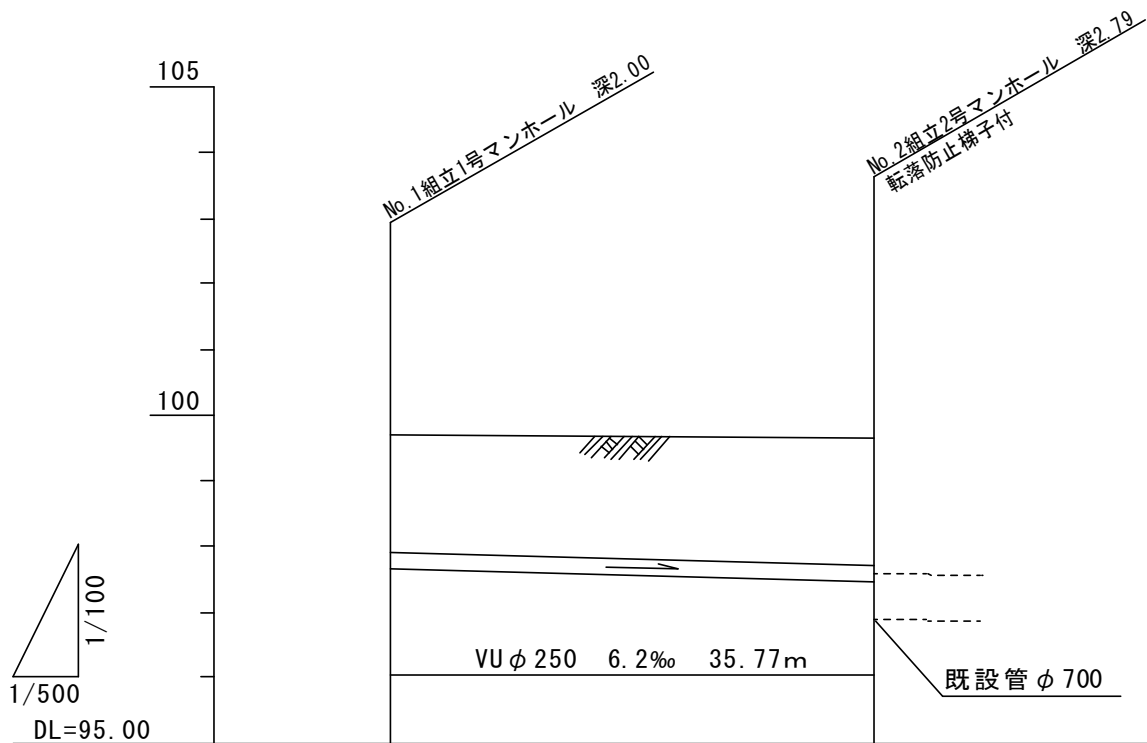
(2) 既設円形管に取付ける場合



(11) 汚水、雨水樹の位置



縦断図



地盤高	89.66	89.61
土被り	1.74	1.91 1.98
管底高	87.665	87.443 86.869
追加距離	0.00	35.77
単距離	0.00	35.77
測点	No. 1	No. 2

7 排水設備

排水設備は、建築事業等の場合に参照。

(1) 排水経路の決定

- ア 屋外排水設備の設計にあたっては、法令・要綱等の技術上の基準に合致するように設計すること。
- イ 排水経路の決定については、屋内排水設備からの排出箇所、公共ます等の排水施設の位置及び敷地の形状、将来計画等を考慮すること。
- ウ 排水管の埋設の深さは、敷地の地盤高（計画高）、公共ますの深さを考慮すること。
- エ 排水経路は、建物、池、樹木等の下を避けること。
- オ 分流式の雨水管及び污水管は、上下に平行することを避けること。
- カ 分流式の雨水管及び污水管が交差する場合は、污水管が下に雨水管が上になるようにすること。
- キ 分流式の雨水管及び污水管が並列となる場合は、原則として、污水管を建物側とすること。
- ク 公共ますへの接続は、原則として、宅地内において、1本の排水管にまとめて取付けること。分流式の雨水管は、污水管にまとめて取り付けることはできないので留意すること。

(2) 管種及び管径

ア 管種

管は硬質塩化ビニル管 VU 及び VP 管とする。

イ 管きよの管径

(ア) 原則として、管きよの管径の決定については次表とすること。

汚水のみを排除すべき排水管の管径		
管 径	勾 配	備 考
内径 75mm 以上	3.0/100 以上	一の建物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が 3m 以下のもの
内径 100mm 以上	2.0/100 以上	排水人口 150 人未満
内径 125mm 以上	1.7/100 以上	排水人口 150 人以上 300 人未満
内径 150mm 以上	1.5/100 以上	排水人口 300 人以上 500 人未満
内径 180mm 以上	1.3/100 以上	排水人口 500 人以上

雨水または雨水を含む下水を排除すべき排水管の管径		
管 径	勾 配	備 考
内径 75mm 以上	3.0/100 以上	一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長 3m 以下のもの
内径 100mm 以上	2.0/100 以上	排水面積 200 m ² 未満
内径 125mm 以上	1.7/100 以上	排水面積 200 m ² 以上 400 m ² 未満
内径 150mm 以上	1.5/100 以上	排水面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満
内径 180mm 以上	1.3/100 以上	排水面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
内径 200mm 以上	1.2/100 以上	排水面積 1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満
内径 230mm 以上	1.0/100 以上	排水面積 1,500 m ² 以上

(イ) 排水管の土被りは、宅地内では 20cm を標準とする。

(3) 宅内ます

ア 宅内ますの設置位置

宅内ますの設置位置は、次のとおりとする。

(ア) 排水管の始点および終点に設置すること。

(イ) 排水管の会合点および屈曲点に設置すること。

(ウ) 排水管の勾配、管径の変化する点に設置すること。

ただし、排水管の維持管理に支障のないときは、この限りではない。

(エ) 管きよの延長が、その内径の 120 倍を超えない範囲内において、排水管の維持管理上適切な箇所に設置すること。

(オ) 公共ますと宅内ます（私設ます）との管きよ延長が、その内径の 60 倍を超えない範囲内において、排水管の維持管理上適切な箇所に設置すること。

(カ) 新設管と既設管との接続箇所に設置すること。

イ 宅内ますの材質

宅内ますは、鉄筋コンクリート製、プラスチック製等の不透水性のもので、構造は、外圧によって破損しないような堅固なものとする。

ウ 宅内ますの大きさ及び形状

(ア) ますの内径又は内法幅は 30cm 以上を原則とするが、施行条件、経済条件等、施主の要望により、小型ます（内径は内法幅 15cm 又は 20cm）とすることができる。

(イ) ますの深さと接続する管の会合本数と内径又は内径のり幅との関係は、原則として、次表を標準とする。

内径又は内のり幅	深 さ	会合本数
15～30cm	120cm 以下	4 本まで
35(36)cm	120cm 以下	4 本まで
40cm	120cm 以下	5 本まで
45cm	120cm 以下	5 本まで

※ 深さは、汚水ますについては、地表面から下流管の管底までとし、雨水ますについては、地表面からますの底部までの深さとする。

エ 宅内ますの蓋

(ア) 宅内ますの蓋は、鉄製、鉄筋コンクリート製、プラスチック製のものとし、構造は、外圧によって破損しないような堅固なものとする。

(イ) 宅内ますの蓋は、雨水の浸入しない密閉蓋とすること。

(ウ) 屋外の宅内雨水ますの蓋は、地表水を排除するために鋼製網蓋、格子蓋等とすることができる。

オ 宅内ますの底部構造

(ア) 汚水ます

a 汚水ますの底部には、接続する排水管にあわせてインバートを設置すること。

b 汚水ますのインバートは、上・下流管の管内勾配の差に、さらに、2cm の落差を設けること。

(イ) 雨水ます

雨水ますには浸透ますの使用を推奨する。不浸透の雨水ますの底部には、深さ15cm 以上の泥だめを設置すること。

(4) その他排水設備

(ア) その他の排水設備基準については、東京都下水道局発行の東京都排水設備要綱を参照の上、協議すること。

(イ) 特定施設、除害施設、ディスプレイ等の申請・設置にあたっては、十分に協議すること。